2012 年 11 月 17 日（日） 13:10-14:40 （D-2-3）
セッション「世代間倫理と共同体――環境と科学技術の倫理と法」

オーガナイザー・吉良貴之[*]（常磐大学）

1. はじめに――世代間倫理の多層性

東日本大震災以降の日本の言説空間では，科学技術倫理における「将来世代」やそれを含みこむものとしての「共同体」の地位に大きな変容が生じているように思われる．たとえばエネルギー政策においては，脱‐原発志向が国民的に高まる一方で，化石燃料の使用にともなって発生する地球温暖化ガスの問題はあまり議論されなくなっている．あるいは「絆」といった語に象徴されるネーションとしての共同体意識は，単に同時代の同胞にとどまらず，将来の世代も漠然と含むものとして拡大されつつあるようにも思われる．

これは一部には原子力発電という「技術」の影響の射程が意識されたことから生じた変容とも捉えうるが，その倫理的意味合いは慎重に検討されるべきものであろう．というのも，現在世代と将来世代は必ずしも友好的な関係にあるわけではなく，一方への配慮が他方の犠牲を無自覚に前提とすることもままあるからである．将来世代を見据えた様々な「環境倫理」「世代間倫理」は，ともすれば現在世代内部の分配的不正義を覆い隠すものとして機能する．たとえば脱‐原発にしても温暖化ガスの排出抑制にしても，それにともなう失業の増加などの経済問題や，あるいは「原発輸出」に表れる地球正義（global justice）との緊張関係は，事実に関わる論争性もさりながら，倫理的問題としての重要性もまた疑うべくもない．したがって技術倫理の時間的延長は，その内的多層性と不可分のものとして考慮される必要がある．

2. 本セッションの構成

本セッションは以上の問題意識のもと，4 本の発表によって構成される．最初に吉良貴之（常磐大学）が「世代間正義と科学技術倫理」と題して発表し，現在世代は将来世代に対してそもそもなぜ何らかの配慮を行わなければならないのかという規範的正当化の問題を考察する．特に昨今の議論状況においてクリティカルになったと思われる点を洗い出すことによってセッションの導入としたい．

次に川瀬貴之（千葉大学）が「国民国家の集団的責任」と題し，国民国家（nation-state）はその構成員が日々変化していくにもかかわらず，なぜ「同じ」責任を集団として負わなければならないのかについて，戦争責任などの例をあげながら考察する．以上 2 本は法哲学上の正義論・責任論を基礎とした原理的考察となる．

森下直紀（立命館大学）は芦浜原発設置反対運動の歴史的経緯を材料として，ローカルな共同体が地理的あるいは時間的拡がりをもった倫理的問題についていかなる対応を見せたのかを歴史的に追い，その内的な多層性や利害対立，およびその変容のあり方を考察する．

---

[*] jj57010@gmail.com，http://jj57010.web.fc2.com，法哲学専攻．

最後に長島光一（明治大学）が「環境法から考える世代間倫理」として，世代間倫理にかかわる環境法的アプローチを紹介し，将来世代への配慮を「法的に」実現することの困難と可能性を考察することによってまとめとする．

以上，①将来世代にかかわる「責任」とはどのようなものであり，いかなる規範的基礎をもつか，②共同体においてそれはいかなる多層性をもち，またどのように変容しうるものか，③将来世代を対象とする倫理は法制度上の実現にあたっていかなる可能性をもつか，といった問題を本セッションでは論じることになる．抽象的な哲学的問題から始まり，具体的な歴史的経緯や法政策上の問題まで幅広く扱うことになるが，それぞれはつねに「法」的なものの捉え方との関係において現実に接続することになる．科学技術にかかわる倫理を長期的な時間軸のもとに置き，それを様々な角度から照らし出すことによってゆるやかな有機的結合を形作ることを目標としたい．

3. 世代間正義と科学技術倫理

以上が本セッションの趣旨であり，オーガナイザーの吉良の発表の内容の一部である．他3名のさらに詳しい要旨は次に続く予稿を参照いただきたい．以下では吉良の発表について要点を述べることとする．

世代間正義（intergenerational justice）は，John Rawls, *A Theory of Justice*, 1971 以降，規範理論の一問題領域として論じられてきた．日本では加藤尚武による問題提起を受け，主に応用倫理学の問題として発展してきた歴史がある．科学技術社会論の問題として法政策上の実践的可能性まで射程に含めた議論は，具体的な論点に即したものは多いものの，理論的体系性を重視するものや法政策上の実行可能性を問題にするものはいまだ発展途上にあるといってよいだろう．

本セッションでは将来世代にかかわる倫理的問題（ときに過去世代との関係も含む）を広い意味で「世代間倫理（intergenerational ethics）」としている．世代間正義と世代間倫理は議論の内実としては重なる部分も多くあるため互換的に用いられることを必ずしも否定しないが，本発表ではその分配的正義（distributive justice）としての側面を強調するために「正義」の語を用いることとする．

というのは，前述の通り，現在世代と将来世代の福利の間には一定の緊張関係があり，そこに資源と負担の分配をめぐる対立はつねに生じうるからである．そして現在，当然のことながらこの世界に生きる人々はきわめて多様であり，格差もあり，先鋭な利害対立がある．そしてそれと同様に――この点は見過ごされがちなのであるが――将来世代もまた内的多層性を含む存在として捉えられなければならない．したがって世代間正義は，世代「内」と世代「間」の両者の正しい分配のあり方を実現する原理である必要がある．一方が他方を覆い隠すことを避けるためには，その対立状況の把握とそれにともなう（集団的）責任のあり方の規範的考察が不可欠である．

本発表では以上の問題意識のもと，「正義論」としての将来世代問題を前景に出して考察するとともに，現在の具体的な議論状況においていかなる対立が伏在しているのかをつぶさに見ることによって世代「内」と世代「間」の適切なバランスを考えるための第一歩とすることを目指す．